

長野市立公民館条例の一部を改正する条例 ~~(案)~~ 要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市立鬼無里公民館（以下「鬼無里公民館」という。）を長野市鬼無里支所の建物内に移転すること及び当該移転により鬼無里公民館内の分館を廃止することに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 鬼無里公民館の位置を次のように改める（別表第 1 関係）。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市鬼無里 207番地 4</td> <td>長野市鬼無里日影2750番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市立公民館の分館から長野市立鬼無里公民館中央分館を除く（別表第 2 関係）。</p>	改正前	改正後	長野市鬼無里 207番地 4	長野市鬼無里日影2750番地 1
改正前	改正後				
長野市鬼無里 207番地 4	長野市鬼無里日影2750番地 1				
3 施行期日	令和 4 年 4 月 1 日から施行する。				
4 審議状況	<table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td style="text-align: right;">1 1 月 4 日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td> <td style="text-align: right;">1 1 月 1 8 日</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	1 1 月 4 日	(2) 庁 議 の 決 定	1 1 月 1 8 日
(1) 法規審査委員会の決定	1 1 月 4 日				
(2) 庁 議 の 決 定	1 1 月 1 8 日				

長野市立公民館条例の一部を改正する条例

長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第9条第2項及び第3項」を「第9条第3項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して、同項の使用料を後納させることができる。

別表第1長野市立鬼無里公民館の項中「207番地4」を「日影2750番地1」に改める。

別表第2長野市立鬼無里公民館 中央分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長野市立公民館条例 新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号 (目的外使用料) 第11条 略</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならぬ。ただし、市長は、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、別に納期を指定して、同項の使用料を後納させることができる。</p> <p>3 第9条第3項の規定は、第1項の使用料について準用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="662 1176 774 2072"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~</p> <table border="1" data-bbox="829 1176 1021 2072"> <tbody> <tr> <td>長野市立戸隠公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館</td> <td>長野市鬼無里日影2750番地1</td> </tr> <tr> <td>長野市立大岡公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立信州新町公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1061 1176 1220 2072"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山公民館 第一地区分館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~</p> <table border="1" data-bbox="1268 1176 1412 2072"> <tbody> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館 上里分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館 両京分館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市立城山公民館	略	長野市立戸隠公民館	略	長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里日影2750番地1	長野市立大岡公民館	略	長野市立信州新町公民館	略	名称	位置	長野市立城山公民館 第一地区分館	略	長野市立鬼無里公民館 上里分館	略	(削除)		長野市立鬼無里公民館 両京分館	略	<p>○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号 (目的外使用料) 第11条 略 (新設)</p> <p>2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の使用料について準用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="662 168 774 1064"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~</p> <table border="1" data-bbox="829 168 1021 1064"> <tbody> <tr> <td>長野市立戸隠公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館</td> <td>長野市鬼無里207番地4</td> </tr> <tr> <td>長野市立大岡公民館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立信州新町公民館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1061 168 1220 1064"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立城山公民館 第一地区分館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~</p> <table border="1" data-bbox="1268 168 1412 1064"> <tbody> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館 上里分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館 中央分館</td> <td>長野市鬼無里207番地4</td> </tr> <tr> <td>長野市立鬼無里公民館 両京分館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市立城山公民館	略	長野市立戸隠公民館	略	長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里207番地4	長野市立大岡公民館	略	長野市立信州新町公民館	略	名称	位置	長野市立城山公民館 第一地区分館	略	長野市立鬼無里公民館 上里分館	略	長野市立鬼無里公民館 中央分館	長野市鬼無里207番地4	長野市立鬼無里公民館 両京分館	略
名称	位置																																												
長野市立城山公民館	略																																												
長野市立戸隠公民館	略																																												
長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里日影2750番地1																																												
長野市立大岡公民館	略																																												
長野市立信州新町公民館	略																																												
名称	位置																																												
長野市立城山公民館 第一地区分館	略																																												
長野市立鬼無里公民館 上里分館	略																																												
(削除)																																													
長野市立鬼無里公民館 両京分館	略																																												
名称	位置																																												
長野市立城山公民館	略																																												
長野市立戸隠公民館	略																																												
長野市立鬼無里公民館	長野市鬼無里207番地4																																												
長野市立大岡公民館	略																																												
長野市立信州新町公民館	略																																												
名称	位置																																												
長野市立城山公民館 第一地区分館	略																																												
長野市立鬼無里公民館 上里分館	略																																												
長野市立鬼無里公民館 中央分館	長野市鬼無里207番地4																																												
長野市立鬼無里公民館 両京分館	略																																												

改正後	改正前
-----	-----